

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 2

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 9
- 公示送達 (高齢福祉課) 9
- 公示送達 (保険医療課) 10
- 市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 12
- 公示送達 (税務課) 13

—— 公 告 ——

- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (子育て支援課) 15
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 16
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 22
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 22
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 27
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課) 27
- 南丹都市計画用途地域の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 27
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 28

- 南丹都市計画地区計画の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 28
- 南丹都市計画地区計画の決定による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 28
- 南丹都市計画地区計画の決定による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 29
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 30
- 都市計画変更案の縦覧 (下水道課) 33

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 35
- 亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 35
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 36

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和6年9月定例総会の開催 36

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指
定満了の告示 37
- 亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の
告示 37
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の
告示 38
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指
定の告示 38

市立病院欄

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 39

規 則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和6年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第31号

亀岡市老人医療費支給条例施行規
則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成
14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように
改正する。

第14条第1項中「老人医療費高額医療費支
給申請書」を「老人医療費支給申請書」に改め
る。

第16条第1項中「（別記第14号様式）」
を削る。

第18条中「別記第15号様式」を「別記第
14号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第7条、第10条関係）

① 老人医療費受給者証 交付（更新）申請書

受給者	フリガナ 氏名		住所	
	生年月日		年 月 日	個人番号
	被保険者氏名		被保険者住所	
	(受給者との続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族)			
	加入医療保険	被保険者記号・番号	国保	記号 番号
保険者の名称		国保	(保険者番号)	
		その他	(保険者番号)	
配偶者	氏名	住所		
扶養義務者	氏名	住所		
	(受給者との続柄)			
<p>上記のとおり、老人医療費受給者証の交付を申請します。 なお、受給資格の審査及び更新に必要な私及び私の世帯に係る所得の調査を市が行うことについて、承諾します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 亀岡市長 庁 ー</p> <p>申請者 住 所 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>電話番号 _____</p>				

※市使用欄

異動事由	1 65歳に達するため（65歳以上に達したため） 2 転入してきたため 3 保険に新たに加入したため 4 その他（ _____ ） (異動年月日 年 月 日)			
	受給者番号	確認者氏名		
審査	備考			課長

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第12条関係）

Ⓛ 老人医療費受給資格者異動届

受 給 者	フリガナ		受給者番号										
	氏 名		生年月日			年		月		日			
	住 所		個人番号										

異動事由

- 1 喪失
 死亡
 転出
 受給要件非該当
 生保加入
 その他（他の福祉制度受給開始・後期選択・ ）

2 変更（該当項目に☑を入れ、変更内容のみ記入）

		変 更 内 容	
変 更 項 目		変 更 後	変 更 前
<input type="checkbox"/>	住所の変更		
<input type="checkbox"/>	氏名の変更		
<input type="checkbox"/>	被保険者氏名		
	受給者との続柄		
	保険者の名称	(保険者番号)	(保険者番号)
	記号・番号		

上記のとおり関係書類を添えて届出します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

〒 -

住所 _____

氏名 _____

市 使 用 欄	事由発生日	年 月 日	備 考		確認者
	異動年月日	年 月 日			
	証回収年月日	年 月 日			

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第14条、第16条関係）

Ⓛ 老人医療費支給申請書

(宛先) 亀岡市長		年 月 日	
申請者 住所	〒 -	申請者 氏名	
		電話番号	

下記のとおり、書類を添えて医療費の支給を申請します。

医療を受けた人	フリガナ	-----		受給者番号				
	氏名			生年月日	年 月 日			
				個人番号				
加入医療保険	記号・番号	国保	記号	番号	保険者の名称	(保険者番号)		
		その他	記号	番号		(保険者番号)		
申請内容	<input type="checkbox"/> 府外受診 <input type="checkbox"/> 装具 <input type="checkbox"/> 証交付前受診（申請月受診） <input type="checkbox"/> 高額療養費（区分Ⅰ・区分Ⅱ・一般）／附加給付（有・無） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
他の制度による自己負担額相当額又はその一部の支給の有無 【 支給あり（制度名： ）（費用徴収の有・無）／ 支給なし 】								

振込先 金融機関	金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード	
	銀行 金庫 農協		本店 支店		
	口座名義人（カタカナ）		預金種別	口座番号（右詰め）	
			普通 当座		
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する					

合算の対象となる人で医療を受けた人に一括申請してもらう			
氏名	受給者番号	氏名	受給者番号
	()		()

委任状

私（委任者）は、_____を代理人と定め、老人医療費の受領に関する権限を委任します。

年 月 日

氏名 ㊞

市 使 用 欄	<input type="checkbox"/> 傷病原因第三者行為以外であることを確認済
	<input type="checkbox"/> 領収書【 原本（返却は不要）／ 複写 】提出済
	<input type="checkbox"/> 同月診療分の追加申請はしないことを確認済
	<input type="checkbox"/> 保険者支給の有無【 支給あり（高額・装具）／ 支給なし（国保確認者： ）】確認済
<input type="checkbox"/> 給付記録台帳記入済（受付担当： ）	

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式(第15条関係)

① 老人医療費一部負担金限度額適用認定申請書

受給者	フリガナ		受給者番号		年		月		日	
	氏名		生年月日		年		月		日	
	加入医療保険		記号		番号		記号		番号	
	被保険者名		被保険者住所		記号		番号		その他	
年度所得調査	世帯構成(氏名)		続柄		所得状況		差引額		判定	
			本人		収入 円	収入 円			区分I	
					控除 800,000円	控除 650,000円			・	
					所得 円	所得 円	円	円	区分II	
					収入 円	収入 円			区分I	
					控除 800,000円	控除 650,000円			・	
					所得 円	所得 円	円	円	区分II	
					収入 円	収入 円			区分I	
					控除 800,000円	控除 650,000円			・	
					所得 円	所得 円	円	円	区分II	
<p>上記のとおり、関係書類を添えて老人医療費一部負担金の限度額適用を申請します。 なお、老人医療費一部負担金限度額適用認定審査及び更新に必要な私の世帯に係る所得の調査を市が行うことについて、承諾します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 亀岡市長</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p>										

※市使用欄

審査	負担区分	認定月	有効期間			課長				
	区分I ・ 区分II	月	自: 年 月 日		至: 年 月 日					

別記第14号様式を削る。

別記第15号様式中「被保険者証発行機関名」を「保険者の名称」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第183号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年9月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度

後期高齢者医療保険料督促状第1期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第184号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年9月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度介護保険料督促状 第2期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第185号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年9月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和6年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定 通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
6	更正・決定 通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
7	更正・決定 通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
34	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
35	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
36	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
37	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
38	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
39	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
40	督促状	令和6年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第186号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和6年9月6日から令和6年9月20日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 18101
- 2 路線名 柏原森線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市篠町柏原中又71番2から 亀岡市篠町柏原中又49番5まで	前	3.77m 6.07m	101.30m	変更後路線幅員 最小 2.05m 最大 14.50m
亀岡市篠町柏原中又71番2から 亀岡市篠町柏原中又49番5まで	後	7.76m 9.75m	101.30m	変更後路線延長 2,556.64m

「揭示済」

亀岡市告示第187号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	令和6年度 督促状 市府民税 第1期	省略	省略
2	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
3	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
4	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
5	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
6	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
7	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
8	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
9	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
10	令和6年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略
11	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
12	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
13	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
14	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
15	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
16	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略

17	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
18	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
19	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
20	令和6年度 督促状 軽自動車税 (種別割)	省略	省略
21	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
22	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第78号

(仮称)第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン策定業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年9月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

(仮称)第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン策定業務

(2) 業務内容

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「(仮称)第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン」を策定するにあたり、子どもの生活状況調査を行うとともに、調査結果の分析や亀岡市子どもの貧困対策会議での議論等を踏まえ、計画策定に取り組むとともに全般的な支援を行うものとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 見積限度額

8,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む債務負担行為限度額)

2 その他

(仮称)第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン策定業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第79号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和6年9月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名 保津保育所移転整備に係る保育備品一式の購入
- (2) 納品場所 仕様書のとおり
- (3) 入札物品 仕様書別紙「購入品リスト」のとおり
- (4) 納入日時 令和7年2月1日（土）から令和7年2月21日（金）まで
- (5) 最低制限価格 不採用
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 亀岡市「令和6・7年度 物品購入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (7) 亀岡市内に本社又は本店を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書(様式2)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年9月9日(月) 午後3時から 令和6年9月24日(火) 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中(令和6年9月9日(月)は午後3時から午後5時まで、令和6年9月10日(火)以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受付	令和6年9月24日(火) 午後5時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和6年9月24日(火)午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けて

		<p>きないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
<p>入札参加資格確認通知書の送付</p>	<p>令和6年9月26日（木）までに発送</p>	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付</p>	<p>確認申請書等に関する質問 令和6年9月24日（火）午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和6年9月30日（月）正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式3）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>

質問に関する回答	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和6年10月2日（水） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>
同等品承認申請書の受付	令和6年10月7日（月） 正午まで	<p>同等品承認申請については、同等品承認申請書（様式4）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。仕様が確認できるカタログ等を添付すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>提出後、同等品承認申請書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、同等品承認申請書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>
同等品申請に関する回答	令和6年10月11日（金） 午後5時まで	<p>1 同等品申請に関する回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>2 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した申請については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>3 回答期日までに回答がない場合は、基本的に申請はなかったものとする。</p>
入札日時	令和6年10月16日（水） 午前10時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式5）及び明細書（様式6）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができ

ない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

(6) 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の業務の合計金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式7）を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式8）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

エ 明細書は封筒には入れずに、入札時に提出しなければならない。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 一般競争入札参加資格確認通知書により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入

札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。

(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

(5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。

(7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス : sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第80号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和6年9月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和6年9月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第81号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年9月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 工事番号 | 6人権第3号 |
| (2) 工事名 | 東部児童館周辺整備工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町野条地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 東部児童館周辺整備工事
・東部児童館解体工事 |

RC造一部鉄骨造 2階建て 延べ面積 557.04㎡

・跡地駐車場整備工事

敷地面積 1,545.09㎡

- (6) 工 期 契約日の翌日から令和7年2月28日まで
- (7) 部 分 払 無
- (8) 前 金 払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過していること、工程表により各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が、各会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
- （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を

失う。)

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年9月18日（水） 午後3時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年9月18日（水） 午後3時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年10月1日（火） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月2日（水） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年10月3日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知		共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年9月30日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年10月3日（木）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年10月7日（月）午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和6年10月10日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月11日（金） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和6年10月11日（金）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和6年10月16日（水）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和6年10月17日（木）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和6年10月17日（木） 午前10時	令和6年10月18日（金） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和6年10月18日（金） 午前9時から午後3時まで	令和6年10月21日（月） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和6年10月18日（金） 午後3時以降	令和6年10月21日（月） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課 （電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年9月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市千代川町小林前田44から46まで
 （関連区域）
 亀岡市千代川町小林前田44の1、大井町土田1丁目446の3の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 亀岡市千代川町小川2丁目1の18
 株式会社アサヒ

「揭示済」

亀岡市公告第83号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和6年9月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
 令和6年9月25日

2 縦覧期間

令和6年9月25日以後、常時備え置くこととする。

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第84号

南丹都市計画用途地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
 用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 亀岡市篠町篠芦原、上長尾、下長尾、鍋倉、牧田、向谷、松ヶ池及び洗川、森下タン条及び向坂並びに王子西長尾の各一部
- 3 縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

令和6年9月27日から
令和6年10月11日まで

「揭示済」

亀岡市公告第85号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市千代川町今津二丁目の一部
亀岡市篠町柏原中又の一部
亀岡市篠町篠上長尾の一部
亀岡市大井町並河新戸の一部

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

令和6年9月27日から
令和6年10月11日まで

「揭示済」

亀岡市公告第86号

南丹都市計画地区計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称

篠町篠牙ケ尾地区地区計画

3 都市計画を変更する土地の区域

亀岡市篠町篠下西山及び松ケ池並びに夕日ヶ丘四丁目の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

5 縦覧期間

令和6年9月27日から
令和6年10月11日まで

「揭示済」

亀岡市公告第87号

南丹都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次の

とおりに縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
地区計画
- 2 都市計画の名称
篠町夕日ヶ丘西地区地区計画
- 3 都市計画を定める土地の区域
亀岡市篠町篠芦原、上長尾、下長尾、鍋倉、牧田、向谷及び松ヶ池並びに篠町王子西長尾の各一部
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間
令和6年9月27日から
令和6年10月11日まで

「揭示済」

亀岡市公告第88号

南丹都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和6年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
地区計画
- 2 都市計画の名称
篠町篠洗川地区地区計画
- 3 都市計画を定める土地の区域
亀岡市篠町篠洗川、篠向谷、森下タン条及び森向坂の各一部
- 4 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 縦覧期間
令和6年9月27日から
令和6年10月11日まで

「揭示済」

亀岡市公告第89号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第7号
- (2) 工事名 亀岡中部農地整備事業（本梅工区）に伴う配水管移設工事（その4）
- (3) 工事場所 亀岡市本梅町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管布設 DSGXφ75 L=11.0m
- (6) 予定価格（税込）1,694,000円
【入札書比較価格（税抜）1,540,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から70日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるもの

をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年9月27日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和6年9月27日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年10月7日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月8日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年10月9日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年10月4日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年10月9日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年10月11日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年10月16日（水） 午前9時から午後5時まで 令和6年10月17日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年10月18日（金） 午後2時30分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更するため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間終了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和6年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類及び名称
南丹都市計画下水道（亀岡市公共下水道）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
昭和49年亀岡市告示第21号の土地の区域に追加する部分
亀岡市篠町、保津町、旭町、千歳町、河原林町、馬路町地内の各一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町釜ヶ前20番地
亀岡市上下水道部下水道課
- 4 縦覧期間
令和6年9月27日から
令和6年10月11日まで

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 上 原 久 和
 兎 満
 時 田 和 彦

亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員に委嘱
 します

任期は令和9年8月31日までとします

令和6年9月1日

(各 通) 黒 田 幹 男
 櫻 井 邦 男
 湯 浅 豊
 稲 村 智 子
 黒 田 洋二郎

亀岡市環境審議会委員の委嘱を解きます

令和6年9月2日

(各 通) 堤 元 博
 山 内 昭
 上 田 政 行
 森 美 玲
 西 井 義 博

亀岡市環境審議会委員に委嘱します

令和6年9月3日

(各 通) 石 原 一 彦
 川 勝 啓 史
 小 林 正 子
 段 野 裕 之
 若 狭 愛 子
 片 山 輝 夫
 木 村 勲
 齊 藤 一 義
 林 徹 司
 法 貴 隆 司
 秋 山 伸 夫

(各 通) 神 崎 弥
 福 原 敏 幸
 普光江 邦
 森 田 龍 矢
 上 田 政 行
 北 山 尚 美
 田 中 英 夫
 中 村 正 孝
 松 井 由香里

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は令和8年9月4日までとします

令和6年9月5日

教育委員会欄

任免及び辞令

湯 浅 豊
 森 山 守
 八 木 数 雄
 松 山 好 伸
 (各 通) 森 正 彦
 植 田 憲 明
 黒 田 雅 子
 木 村 由美子
 川 勝 ひろみ

大成中学校 学校運営協議会委員に委嘱します
 任期は令和8年3月31日までとします
 令和6年9月6日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
 委員長 美馬義晴

1,451人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
 委員長 美馬義晴

24, 177人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

12, 089人

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第10号

令和6年9月定例総会を下記のとおり公告する。

令和6年9月2日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和6年9月5日（木）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について
 - ・第5号議案 令和6年10月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
 - ・報告第1号 農地の形状変更の届出について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定満了の告示

令和6年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第4号の規定により告示する。

記

- 1 指定有効期間満了日
令和6年8月31日
- 2 指定満了業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
42	今西設備	今西 栄三	亀岡市馬路町池尻100番地
49	清水設備	清水 久夫	亀岡市東本梅町大内芝条16
52	有限会社富安水工店	代表取締役 富安 三十四	向日市森本町下森本15番地の20
57	新栄設備株式会社	代表取締役 渡辺 敏彦	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の533
67	丹波シャッター建設工業	森 啓一	亀岡市余部町塞又82-1
192	ケイホク電気商会	湊 浩義	船井郡京丹波町須知新町6番地

259	有限会社石田電機工業所	代表取締役 石田 進	木津川市加茂町大野大野37番地
-----	-------------	------------	-----------------

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第17号

亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示

令和6年9月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

- 1 廃止届出日
令和6年8月29日
- 2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住所
268	山田設備	山田 己義	亀岡市千歳町千歳山ノ口35番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第18号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和6年9月12日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年9月12日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
339	橋本設備工業	橋本 寛治	南丹市八木町八木嶋町田1番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第19号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

令和6年9月12日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年9月12日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
321	橋本設備工業	橋本 寛治	南丹市八木町八木嶋町田1番地

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第3号

令和6年9月6日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和7年3月31日までとする。

令和6年9月11日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

(候補者受験番号)

1 2

「掲示済」